

ふくいd e お得キャンペーン『ふくいd e お得クーポン』取扱要領

(最終更新：令和5年3月13日)

1. ふくいd e お得クーポンの概要

(1) ふくいd e お得キャンペーンの概要

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、物品販売や観光施設、タクシー、レンタカー、クリーニングなど裾野が非常に広く、多くの地域経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けているところである。

このため、ふくいd e お得キャンペーン（以下「本事業」という。）は、県民による県内観光を促進するための旅行代金割引と、旅行先の物販店や観光施設、交通機関などで幅広く利用できる福井県独自のクーポン発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとするものである。

また、本事業の実施に当たっては、感染拡大防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行ってもらえる環境を整えることが重要である。

このため、観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、本事業を通じて、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる。

(2) ふくいd e お得クーポンの概要

①名称 「ふくいd e お得クーポン」

②発行者 福井県（事業実施主体：（公社）福井県観光連盟）

③発行形態 ア 全国旅行支援に基づくクーポン
電子媒体のクーポン

（スマートフォン不所持、教育旅行の場合は紙媒体のクーポン）

イ 福井県オリジナルクーポン
紙媒体のクーポン

④発行券種 ア 全国旅行支援に基づくクーポン
券種1,000円・2,000円 2種類

イ 福井県オリジナルクーポン
券種1,000円 1種類

⑤有効期間 ア 全国旅行支援に基づくクーポン

本事業の対象となる旅行日（宿泊施設チェックイン日、日帰り旅行出発日）を含む月の翌月5日

※旅行日が令和5年3月となる場合、有効期間は令和5年4月1日まで。

イ 福井県オリジナルクーポン

・本事業の対象となる旅行日（宿泊施設チェックイン日、日帰り旅行出発日）が各月1日～15日の場合、当月1日～20日。

・本事業の対象となる旅行日（宿泊施設チェックイン日、日帰り旅行出発日）が各月16日～末日の場合、当月16日～翌月5日。

※旅行日が令和5年7月1日～20日となる場合、有効期間は令和5年7月25

日まで。

※都合により変更することがある。

※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの配布および利用の全部または一部を停止することがある。

⑥配布方法 本事業への参加登録を行った宿泊事業者または、日帰り旅行用クーポン引換事業者（施設）が旅行者に配布する
（詳細は1.（3）参照）。

⑦利用エリア 福井県内

⑧利用可能店舗 ふくいd e お得キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）の登録を受けた店舗（小売店（土産物店）のほか、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。以下同じ。）

⑨給付額

ア 宿泊旅行、日帰り旅行ともに、平日は2,000円、休日は1,000円のクーポン券を配布

イ 福井県オリジナルクーポン

（ア）＜県民対象＞

嶺北嶺南交流宿泊（宿泊旅行代金10,000円以上/人泊）に地域クーポン1,000円/人泊を配布

（イ）＜全国シニア対象＞

平日県内宿泊（70歳以上かつ宿泊旅行代金10,000円以上/人泊）に地域クーポン1,000円/人泊を配布

（ウ）＜全国グループ対象＞

家族・グループでの県内宿泊（2名以上かつ宿泊旅行代金10,000円以上/人泊）に交通クーポン2,000円/グループ泊を配布

（エ）＜県民グループ対象＞

県内旅行会社で県外への交通付宿泊旅行を申し込む県民グループ（2名以上）に交通クーポン2,000円/グループ泊を配布

※いずれも、全国旅行支援によるふくいd e お得キャンペーン事業による旅行代金割引の適用となる旅行が対象。

※1回の会計において複数枚のクーポンを利用可能とする。また、その他の各種割引との併用も可能とする。

（3） ふくいd e お得クーポンの配布方法

※ふくいd e お得クーポンは原則電子クーポンのため、配布は電子クーポン取得のためのチャージ用カードとする。

【宿泊旅行の場合】

＜旅行者に宿泊旅行の申込をした場合＞

・ 旅行者が宿泊予約通知とともにクーポン交付情報を宿泊事業者へ通知し、旅行者が宿泊施設にチェックインする際、旅行事業者からの情報をもとにクーポンの交付を受ける。

＜宿泊施設に宿泊旅行の申込をした場合＞

- ・ 宿泊施設がチェックイン時に旅行者にクーポンを配布する。チェックイン後に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であってクーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者からクーポンの返還を求める（仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設または旅行者に対し、当該クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）。

※事務局は、本事業に登録済の宿泊施設に対して、あらかじめ一定数のクーポンを配送する。不足が見込まれる場合には、宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

【日帰り旅行の場合】

- ・ 旅行業者が旅行者による日帰り旅行の申込・契約時にクーポン引換券を発行する。申込・契約後に、旅行内容の変更等があった場合であってクーポンの付与枚数が減少する場合には、旅行業者の責任において引換施設に報告する。（仮に報告がなされず、クーポンが過剰に交付された場合には、事務局は旅行業者または旅行者に対し、当該クーポンの金額に相当する金額の請求を行う）。
- ・ 旅行者は旅行申込時に指定した日帰り旅行用クーポン引換所にて、クーポン引換券を提出しクーポンの交付を受ける

（４）ふくいd e お得クーポンの取扱いに関する留意事項

- ・ クーポンは商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能
- ・ クーポンと現金の交換は禁止
- ・ クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない
- ・ クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する
- ・ クーポンを利用して購入した商品またはサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金は不可
- ・ クーポンの盗難・紛失・滅失または偽造・変造・模造等に対して、発行者および事務局は責を負わない
 - ※クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。
- ・ クーポンの交換はできない

(5) ふくいdeお得クーポンの利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨および業種別の支援事業の実施状況に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） ○その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） <p>※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</p>
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 <p>※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○県内でサービスが完結しないもの（旅行者が県外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）） ○店舗で旅行者が飲食を行うもの ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 <p>※アクティビティのガイド料等は対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金 ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○寄付、献金、寄進およびこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

2. ふくい d e お得クーポン取扱店舗の募集

(1) 参加条件

- ・ 2. (2) の責務等を果たし、事務局の指示に基づきふくい d e お得クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、2. (3) の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者および支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号。以下「暴対法」という。）第2 条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴対法第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ・ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）の許可・届出の対象となる営業（同法第3 3 条第6 項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であつて、温泉街におけるスマートボール場、射的場その他の観光地における観光資源の一つとして当該施設の運営主体が属する地域の観光協会、温泉組合その他地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体が特に重要と認める施設において提供される商品等については、事務局による事前の承諾を受けて、クーポンの利用対象とすることができる。

- ② 1. (5) の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗

(2) ふくい d e お得クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

ふくい d e お得クーポンの取扱店舗（事務局の登録を受けてふくい d e お得クーポンを取り扱う店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、ふくい d e お得クーポン（電子クーポン）の決裁、またはクーポンと引換えに商品等の提供を行う。この際は、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② クーポン取扱店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ステッカー、ポスター）を旅行者から見えやすい場所に掲示する。
- ③ クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。

ア 電子クーポン

- 1) 利用者がアプリに入力する金額及び決済完了を確認すること

2) 提供しようとする商品等が1. (5) に該当しないこと

イ 紙クーポン

1) クーポンの有効期間

2) クーポンの取扱店舗控が切り離されていないこと

3) クーポンの偽造・変造・模造の有無

4) 提供しようとする商品等が1. (5) に該当しないこと

- ④ 有効期間を経過したクーポンは、受け取りを拒否する。【紙クーポン】
- ⑤ 取扱店舗控が切り離されたクーポンは、受け取りを拒否する。【紙クーポン】
- ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局（コールセンター）にも報告する。【紙クーポン】
- ⑦ 電子クーポン（チャージ券）をそのまま金券として収受しない。【電子クーポン】
- ⑧ クーポンを現金と交換しない。
- ⑨ クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ⑩ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
- ⑪ 商品等の対価として受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、本券部分と取扱店舗控を都度切り離し、本券部分を事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。【紙クーポン】
- ⑫ 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑬ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合またはクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑭ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどクーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑪と⑫に記載の場合を除く）。
- ⑮ 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情または相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑯ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗または旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。
- ⑰ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合または取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店

舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。

※クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者は責を負わない。

(3) 感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。（事務局による感染症対策確認に係る立入調査に真摯に対応し、調査において指摘された事項について必要な措置を講じること。）
- ② 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所またはホームページで対外的に公表すること。
- ③ 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24 年法律第31 号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- ④ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ⑤ ④のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

(4) 登録申請から登録まで

① 登録申請

取扱店舗となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要事項を入力又は記入し、以下の方法で申請すること。

・メールにて必要書類を提出（事務局：fukui-coupon@bsec.jp）

もしくは、FAXにて必要書類を提出（事務局FAX：0776-50-3843）

※ 登録申請は、法人単位で行うこと。複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行うことも可能とする。

※ 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて登録申請を行うことができる。

※ 既に宿泊事業者として本事業の参加登録を行った者の運営する宿泊施設内に土産物店等がある場合にあつては、これらの店舗をふくいd e お得クーポン取扱店舗として登録することができる（宿泊事業者としての本事業の登録を行っていたとしても、別途ふくいd e お得クーポン取扱店舗としての登録が必要）。

【申請に必要な書類】

- ・【様式1号】ふくいd e お得クーポン取扱店舗登録同意書
- ・【様式2-1号】ふくいd e お得クーポン取扱店舗登録申請書
- ・【様式2-2号】登録希望店舗リスト

（※様式2については、一部店舗は不要となります（不要となる店舗は事務局から

お知らせします))

※申請内容の確認等のため、この他に事務局が別途書類の提出を求める場合がある。

② 申請期間

令和3年4月13日(火)～(随時受付)

※ 令和3年4月20日(火)までに申請した事業者(申請に必要な書類に不備がある者を除く。)が営む店舗については、ふくいd eお得クーポン開始日までの間に、取扱店舗用マニュアル、取扱ツール(ポスター、ステッカー等)など一式を配送する予定(参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除く。)

③ 登録

登録審査を経て、申請内容が2.(1)の参加条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。

登録完了次第、取扱店舗用マニュアル、取扱ツール(ポスター、ステッカー等)など一式を登録された住所に配送する。これらの配布物は本事業の遂行目的以外で使用できない。

また、登録が認められない場合には、申請書に記載されたメールアドレスにメールにより(メールアドレスがない場合には申請書に記載された住所に郵送により)その旨を通知する。

④ 登録の取消し等

事務局は、必要に応じて取扱店舗から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。

また、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、ふくいd eお得クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合その他の取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合には、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部または一部を取り消すことができる。

登録が取り消された場合には、以後、ふくいd eお得クーポンの取扱いを行うことができない。直ちに、取扱店舗に掲示しているふくいd eお得クーポンのポスター、ステッカー等を取り外し、ふくいd eお得クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。

なお、不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤ その他留意事項

- 1) 取扱店舗の情報(名称、所在地、電話番号、業種等)は原則として「ふくいd eお得クーポンの使えるお店」として、ふくいd eお得キャンペーン公式サイト等に掲載する。
- 2) ふくいd eお得クーポンの取扱い、換金の方法などの詳細については、取扱店舗用マニュアルを参照すること。
- 3) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- 4) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定する。
- 5) 本事業用にデザインされた「ふくいd eお得クーポン」の肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。

- 6) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- 7) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部または一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- 8) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- 9) 新型コロナウイルス感染症の状況、その他諸事情により、本取扱要領の内容が変更される可能性がある。

(5) ふくいdeお得クーポンの精算

商品の販売またはサービスの提供などの取引においてクーポンを受け取った取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その詳細な方法については別途マニュアルに記載する。

- 1) 換金請求締切・振込期日は、別途事務局より取扱店舗に告知するものとする。ただし、内容に不備がある場合は振込が遅れる場合がある。期日を過ぎてからの請求には一切応じられないことから、必ず期日までに必要な手続きをすること。
- 2) 入金額に異議がある場合は、入金日から1週間以内に限り受け付ける。1週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられない。
- 3) 複数の店舗を持つ事業者は、当該複数店舗分をとりまとめて、または店舗ごとに換金請求を行うこと。
- 4) 商店街、大型商業施設等においては、希望する場合には、商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなど、複数の法人・団体・個人事業主をとりまとめて換金請求を行うことができる。

3. 問い合わせ先

ふくいdeお得キャンペーン 事務局（クーポン担当）

TEL：0776-50-3809（受付時間：9時～17時 平日のみ）

FAX：0776-50-3843